

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																																																																							
	支給対象者	支給率又は支給額																																																																																									
10 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料+教職調整額)×期間率	6月15日 12月5日	51.4.1																																																																																							
	6月1日----- 12月1日-----	50 100 60 100																																																																																									
11 寒冷地手当	(1) 支給対象職員 ① 基準日に在職する場合 ② 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に採用された場合(支給割合による) ③ 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に無給退職者等から寒冷地において復職した場合(支給割合による) (2) 追給対象職員(追給割合による) 寒冷地手当の支給を受けた者に、基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に次の事由が生じた場合 ① 支給額の高い級地へ異動した場合 ② 支給額の高い世帯等の区分になった場合 ③ 支給額の高い退職給の割合になった場合 ④ 有給退職者が復職した場合 (3) 返納対象職員(返納割合による) 寒冷地手当の支給を受けた者に、翌年の1月末日までの間に次の事由が生じた場合 ① 支給額の低い級地へ異動した場合 ② 支給額の低い世帯等の区分になった場合 ③ 支給額の低い退職給の割合になった場合 ④ 有給退職者以外の者が有給退職者になった場合 ⑤ 無給退職者等となった場合 ⑥ 職員でなくなった場合(ただし死亡を除く。)	(1) 基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">級地</th> <th rowspan="3">事項 率 分</th> <th colspan="3">定額分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>30</td> <td>円 63,100</td> <td>円 42,000</td> <td>円 21,000</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>23</td> <td>円 49,100</td> <td>円 32,800</td> <td>円 16,400</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>17</td> <td>円 36,100</td> <td>円 24,000</td> <td>円 12,000</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>12</td> <td>円 25,900</td> <td>円 17,200</td> <td>円 8,600</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>7</td> <td>円 14,000</td> <td>円 9,400</td> <td>円 4,700</td> </tr> </tbody> </table> (2) 附加定額 (4・5級地に勤務する職員) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">級地</th> <th rowspan="3">事項 率 分</th> <th colspan="3">世帯主である職員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">扶養親族あり</th> <th rowspan="2">扶養親族なしの職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>26,100</td> <td>円 17,400</td> <td>円 8,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>13,000</td> <td>円 8,600</td> <td>円 4,300</td> </tr> </tbody> </table> (3) 支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>支給地域以外の地域からの異動の場合</th> <th>その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>100/100</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>75/100</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>50/100</td> <td>40/100</td> </tr> <tr> <td>2月1日から2月末日まで</td> <td>25/100</td> <td>20/100</td> </tr> </tbody> </table> (4) 追給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合</th> <th>②その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>100/100</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>75/100</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>50/100</td> <td>40/100</td> </tr> <tr> <td>2月1日から2月末日まで</td> <td>25/100</td> <td>20/100</td> </tr> </tbody> </table>	級地	事項 率 分	定額分			世帯主である職員		他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	30	円 63,100	円 42,000	円 21,000	4級地	23	円 49,100	円 32,800	円 16,400	3級地	17	円 36,100	円 24,000	円 12,000	2級地	12	円 25,900	円 17,200	円 8,600	1級地	7	円 14,000	円 9,400	円 4,700	級地	事項 率 分	世帯主である職員			扶養親族あり		扶養親族なしの職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	26,100	円 17,400	円 8,700	4級地	13,000	円 8,600	円 4,300	時期の区分	割合		支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合	基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100	12月1日から12月末日まで	75/100	60/100	1月1日から1月末日まで	50/100	40/100	2月1日から2月末日まで	25/100	20/100	時期の区分	割合		①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	②その他の場合	基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100	12月1日から12月末日まで	75/100	60/100	1月1日から1月末日まで	50/100	40/100	2月1日から2月末日まで	25/100	20/100	8月10日	55.8.9改定
		級地			事項 率 分	定額分																																																																																					
世帯主である職員						他の職員																																																																																					
扶養親族あり	扶養親族なし																																																																																										
5級地	30	円 63,100	円 42,000	円 21,000																																																																																							
4級地	23	円 49,100	円 32,800	円 16,400																																																																																							
3級地	17	円 36,100	円 24,000	円 12,000																																																																																							
2級地	12	円 25,900	円 17,200	円 8,600																																																																																							
1級地	7	円 14,000	円 9,400	円 4,700																																																																																							
級地	事項 率 分	世帯主である職員																																																																																									
		扶養親族あり		扶養親族なしの職員																																																																																							
		扶養親族あり	扶養親族なし																																																																																								
5級地	26,100	円 17,400	円 8,700																																																																																								
4級地	13,000	円 8,600	円 4,300																																																																																								
時期の区分	割合																																																																																										
	支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合																																																																																									
基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100																																																																																									
12月1日から12月末日まで	75/100	60/100																																																																																									
1月1日から1月末日まで	50/100	40/100																																																																																									
2月1日から2月末日まで	25/100	20/100																																																																																									
時期の区分	割合																																																																																										
	①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	②その他の場合																																																																																									
基準日の翌日から11月末日まで	100/100	80/100																																																																																									
12月1日から12月末日まで	75/100	60/100																																																																																									
1月1日から1月末日まで	50/100	40/100																																																																																									
2月1日から2月末日まで	25/100	20/100																																																																																									
		(注) 追給事由が重複し、事由の中に級地区分の高い地域への異動が含まれている場合は④の割合による。																																																																																									